

国土審議会水資源開発分科会 第3回木曽川部会

平成16年5月12日(水)

【事務局】 お待たせいたしました。ただいまから国土審議会水資源開発分科会木曽川部会を開会いたします。

初めにご報告を申し上げます。本日は、定足数の半数以上のご出席をいただいておりますので、国土審議会令第5条第1項及び第3項の規定に基づき、会議は有効に成立しております。

皆様方には、ご多忙の中、本日の会議にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日は、第3回の部会でございますので、ご出席の皆様方のご紹介は省略させていただきますが、池淵特別委員、真木専門委員、村岡特別委員の御三方につきましては、ご都合により本日ご欠席との連絡をいただいております。

なお、会議に先立ちまして、皆様のお手元のマイクでございますが、ボタンによって、スイッチが入ったり切れたりすることになっております。スイッチが入っております場合、ここの部分のランプがつきますので、ご発言の際はオンにしてご発言いただき、その上でまた切っていただくというふうをお願いいたしたいと存じます。

それでは初めに、水資源部長、甲村からごあいさつを申し上げます。

【事務局】 水資源部長の甲村でございます。お忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

4月13日に第2回の木曽川の部会を開催させていただきまして、その中で、現行の計画の水需給の状況を総括評価をするということと、それから次期計画の水の需要の見通し、それから、水を供給する施設の安定性、それから、次期計画の需給想定と、あと、いわゆる水資源開発基本計画の本文の骨子等について貴重なご意見を伺ったわけでございます。その中で、需給想定の数値等につきまして、それぞれの地域の個性、また特色を整理してほしいというご意見もございまして、今日の部会では、前回いただいた宿題に対しそれぞれの地域の個性、特色を整理したものを説明いたしますとともに、それ以外にも前回いろいろのご意見をいただいたわけですが、それらをもとに関係省庁等と調整いたしまして、新たな木曽川水系における水資源開発基本計画の案文について、まだ一部調整中のところもございすけれども、調査・審議いただければありがたいと思っております。関連なご

議論をお願いいたしまして、簡単ではございますが、私のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、これからの部会の進行につきましては、虫明部会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【部会長】 本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして本当にありがとうございます。

審議に入ります前に、議事の取り扱いを確認させていただきます。議事の公開につきましては、前回と同様に、議事録の公開をもって行いまして、議事録は発言者の名前なしで公開することといたします。

それでは、早速、審議に入ります。前回の部会におきましては、新しい木曾川水系における水資源開発基本計画の需給想定を中心に皆様からご意見をいただきました。今、お話がありましたように、その際に指摘されました需給想定地域別特徴を今日のご説明をいただき、ご議論いただき、事務局が新しい計画の案を作成しておりますので、それを審議し、できましたら、この部会で取りまとめを行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、これまでも新聞報道とか、団体からのご意見など、いろいろ関心の高い問題でありますので、情報は委員の皆様方に流しておりますので、そういうことも踏まえてご審議いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局のほうから資料のご説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料のご説明を申し上げます。

まず、資料の2と3に沿いまして、前回の宿題でございました各県における需給想定など、地域別の特徴をご説明申し上げたいと思います。なお、委員のお手元に、前回、4月13日の第2回部会における資料のうちの需給想定にかかる資料4をご参考としてお手元にお配りしておりますので、必要に応じてご参照いただければと思います。

それでは、ご説明に入ります。資料2及び資料3は、各県における需給想定について、地域の個性や特色を整理するという観点で、本年の3月30日付で各県より回答がありました都市用水の需給想定調査とともに事務局で整理をしたものでございます。

まず資料2は、「各県における需給想定の方と結果」というタイトルでございますが、県ごとの考え方を幾つかの主要な項目についてピックアップしております。また、参考といたしまして、水資源部において行いました需要の試算方法についても概要を右の

ほうに示してございます。

順次ご説明に参りますが、まず資料2 - 1が水道用水の需要想定でございます。主要な項目ごとの需給想定方法を2 - 1ページに、またその結果を2 - 2ページに掲載してございます。概略をご説明申し上げますが、2 - 1ページの表をご覧くださいまして、それらは概要についてです。ごく簡単に申し上げますが、長野県においては、平成12年度に水道整備基本構想を策定するために検討した際の試算値等をもとに検討。また岐阜県は岐阜地域、大垣地域、可茂・益田地域、東濃地域の4つの地域区分ごとに平成元年から平成10年実績に基づいて推計。愛知県では、名古屋市地域は名古屋市が、名古屋市以外は愛知県が推計してございます。愛知県においては、尾張地域、愛知用水地域の区分ごとに、昭和55年から平成12年の実績に基づいて推計。名古屋市は昭和55年から平成12年の実績に基づいて推計してございます。三重県は北勢地域、中勢力地域の地域区分ごとに平成3年から12年の実績に基づいて推計をされております。

次の行政区域内人口ですが、人口問題研究所の推計値または県の人口フレームを用いて推計されております。

次の水道普及率ですが、ロジスティック曲線を用いた推計を行っておられるところと、既に普及率が高いところでは100%という設定をされているということでございます。

家庭用水の原単位につきましては、時系列傾向分析、または重回帰モデルを用いて推計しておられます。また、愛知県においては、平野部地域、山間部地域に分けてそれぞれ推計を行っておられます。

次の都市活動用水有収水量、工場用水有収水量につきましては、時系列傾向分析による推計を行っておられる場合と、名古屋市さんのように、営業用水原単位あるいは工場用水原単位を算出した上で推計をなさっているということとがでございます。

続く有収率、負荷率、利用率につきましては、いずれの県・市におきましても、実績値をもとに設定されているということでございます。

その結果が、次の2 - 2ページに、主要な項目といたしまして、1日の平均の有収水量から1日最大取水量、この5つの項目について各県あるいは市別にここに整理しております。

なお、補足的なことでございますが、前回の部会で、水資源部が行いました需要試算結果と各県あるいは名古屋市さんの推計との乖離の原因はどこにあるのかというご説明を申し上げます。その際、全国的にといいますか、統一的なモデルを用いましたので、特に

長野県におきましては、モデルの適用上の制約もあって、かなり大きな乖離がありました。モデル適用においては一定の限界があるということも明記すべきだというふうに考えております。補足的な説明をさせていただきました。

以上が水道用水に関する需要に関するご説明でございますが、その後、2 - 3ページが水道用水の供給想定方法でございます。これも概要をまとめてございますが、順番に参りますと、長野県は平成12年度の供給実績をもとに計画を検討されております。また、水資源開発施設への参画はございません。

岐阜県においては、地域区分ごとに、近年の20年に2回発生する規模の渇水を対象に、地域の実情を考慮して、安定供給可能量とのバランスを図り、需要と供給のバランスを考えるということを基本的な考え方としておられます。

愛知県におきましては、同じく20年に2回発生する規模の渇水を対象にバランスをとるということを基本に考えておられまして、名古屋市におきましても、同じような考え方でございます。その考え方に基づきまして、徳山ダム、あるいは長良川河口堰の工業用水から水道用水への転用を考慮して設定されているということでございます。

三重県につきましては、地域区分ごとに検討しておりますが、ダム等の水資源開発施設については、既にこれまでの計画で確保している水量を引き続き確保するという考え方とお伺いしております。

以上が水道用水に関する需要想定の方と供給想定の方法の概要でございます。

続きまして、資料2 - 4、2 - 5以降に参りまして、工業用水の需要想定方法のご説明を申し上げます。資料の整理の仕方は、水道用水と同様でございます。2 - 4ページに主要な項目の想定方法、2 - 5ページには、その計算結果を整理するというところでまとめてございます。

まず2 - 4ページの概要ですが、長野県においては、水資源部の試算方法と同様の方法を採用しております。

岐阜県においては、全事業所を対象として地域区分ごとに、また3業種分類ごとに昭和59年から平成10年の実績に基づいて推計をしております。

愛知県では、名古屋市工業用水道については名古屋市が、愛知県工業用水道は愛知県が推計するという分担をされております。愛知県においては、4人以上の事業所を対象として地域区分、3業種分類ごとに昭和55年から平成12年の実績に基づいて推計をされております。一方、名古屋市においては、30人以上の事業所を対象として、5つの業種分

類ごとに平成10年から平成13年の実績をもとに推計をされております。

続きまして、三重県では、30人以上の事業所を対象として、地域区分ごと、3業種分類ごとに平成3年から平成12年の実績に基づき推計をされております。

次に、工業出荷額でございますが、いずれも県あるいは市の経済フレーム、または国の経済成長見通しを用いて算出しております。回収率につきましては、時系列傾向分析による推計、あるいは近年の実績値をもとに推計されているということでございます。

補給水量原単位につきましては、時系列傾向分析等をもとに推計されておられます。

次の補給水量のうち工業用水依存分につきましては、地下水の適正使用量をまず設定した上で算出されている場合と、近年の補給実績の中の水源構成比をもとに推計されている場合というようにそれぞれの考え方がございます。

結果として出てまいります計算値ですが、工業用水補給水量と工業用水道日最大取水量を2 - 5ページに整理してございます。

次に、工業用水道の供給想定方法ですが、概要をご覧いただければと思いますが、岐阜県及び愛知県におきましては、水道用水の供給想定方法と同様の考え方により供給計画が検討されております。また、名古屋市工業用水道においては、1日最大取水量の需要想定値に対し、徳山ダムの計画供給水量とのバランスが図られるようにという考え方で供給計画を立てております。三重県においては、水道用水の供給方法と同様の考え方でございます。

以上が、考え方とその計算結果ということですが、続きまして、資料3以降に、今ご説明いたしました方法で、結果として需給バランスがどうなっているのかということをご覧いただく資料をつけてございます。

資料3、3 - 1ページですが、これは長野県です。グラフの見方は、左の棒から平成12年度の需要の実績、そして平成27年度の需要想定、そして3番目に「H27供給」とございますのが、計画当初の流況を前提とした場合の供給可能量でございます。その次の括弧書きで、「近2 / 20」となっておりますのが近年の20年のうちの2番目の渇水の状態において供給が可能な量。そして、一番右端の「H6」と括弧書きになっていますのが、戦後最大級の渇水と言われる平成6年度の状態での供給可能量というグラフの作りになってございます。上段が水道用水、中段が工業用水、下段がそれを合計した都市用水というようになってございます。

長野県におきましては、地域そのものが1つに整理されていますので、この1つのグラ

フでご覧いただけるかと思えます。

3 - 2 ページから、岐阜県の4つの地域ごとにそのバランス関係を見ていただくグラフをお作りしています。岐阜県につきましては、3 - 2 ページが岐阜地域。そして、この中では水道用水が平成27年に供給不足というような想定になりますが、工業用水と合わせた都市用水全体で見れば、ほぼバランスをしていると、こういった見方をしていただければと思えます。

3 - 3 ページが大垣地域でございます。大垣地域においては、徳山ダムの供給をこのような意味合いで考えられております。需要想定に対して供給能力を確保するという観点で徳山ダムの水源を位置づけているということがこのグラフからお読み取りいただけるかと思えます。

3 - 4 ページ、3 - 5 ページが引き続き岐阜県の他の地域についてのグラフでございます。

この後、3 - 6 ページと3 - 7 ページが愛知県でございますが、3 - 6 が名古屋市、3 - 7 が名古屋市以外の愛知県ということでございます。これも2 / 20 という近年の状況に応じて、需要と供給のバランスが図られるような観点で徳山ダムを位置づけておられるということでございます。

3 - 8 と3 - 9 が三重県が北勢と中勢地域の状況でございます。先ほど簡単に触れましたが、三重県においては、既に計画に基づいて確保されている水量を引き続き確保するという考えだということでございます。

以上、資料2と資料3の説明を終えさせていただきます。

引き続きまして、資料4と資料5のご説明をさせていただきたいと思えますが、よろしゅうございますか。

【部会長】 どういたしましょうか。今のところで、もしご質疑があれば。ちょっと区切りましょう。どうぞ。

【委員】 ちょっと質問です。需要予測の各県別に整理された表の説明をいただいたんですが、これを見て、また新たな疑問点というのがちょっと出ておまして、また誤解を与えるような表現になっているなということで質問したいんですが。資料2の1ページ、ざっと見ますと各県とも平成12年までを実績で、それをもとに予測をされているんですが、岐阜県だけが平成10年までの実績となっていて、これは水道用水も工業用水も同じですが、なぜここだけが10年までなのかということと、それから、それぞれ実績、

国土交通省さんのほうも平成12年までの実績に基づいて推計されているということなんですけれども、資料3の図を見ますと、例えば3-2の岐阜県を見ますと、平成12年の需要実績が一番左にあって、平成27年の需要想定が2つ目にあります。となると、平成12年までの実績に基づいて予測したのが平成27年の値がこうですよというふうに読めるんですけれども、岐阜県は、平成12年は実績をそのままぼんと載せているだけで、予測しているのは平成10年までなんですよね。ほかのところはそれで違いはないんですけれども、ここの岐阜のところはちょっと食い違いがありまして、この岐阜のグラフで、4.9の平成12年度実績。それに対して平成27年が5.8というので、ちょっと数字が大きくなっているようにも見えるんですが、これは実は平成10年までのデータでもって予測しているから、こんなふう乖離しているのかなというようなことを思いまして、このあたり、ちょっと誤解を与えるような図の作り方になっているんじゃないかと思えます。

それで、最初の質問に戻りまして、なぜ平成10年までのデータだったのかということも含めてお聞きしたいと思います。

【部会長】 いかがですか。

【事務局】 まず、ご質問の件ですが、岐阜県においては、現行のフルプランの目標年度が平成12年度ということでございましたので、その後のプランの検討のために水需給の検討を開始しており、検討のスタート時点での最新の実績として平成10年度実績を設定したというふうに聞いております。ですから、今回の改定以前に開始した検討の結果を、このたびの需給想定の中に反映しているというふうに聞いております。ただ、このことの影響、つまり、平成11年度、平成12年度の実績を需要想定に反映する場合としない場合の影響は、それほどの影響はないというふうにお聞きしております。

次が、グラフの方で誤解を与えるのではないかとのご指摘につきましては、確かに資料2と資料3の間とで誤解のおそれがございますので、そこは注釈を加えて対応したいと思います。以上でございます。

【部会長】 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】 ちょっと確認をしたいことがあってご質問いたします。資料2の1ページ、これは水道用水の需要想定方法になっているわけですが、この中に「工場用水」という欄がございますよね。まずこれは「工業用水」なのか「工場用水」なのかというご質問もあるんですけれども、この工場用水有収水量というところを見ると、例えば名古屋市の場合

は、出荷額に原単位を掛けておられるので、これはまさに工業用水の全量ではないかと思うんですね。実際の需要想定値を見ると、都市によっては400リットルぐらいなので、確かに工業用水も入っているのかなというような数字だと、そういう印象を受けています。

ところが、一方で、この後にまた工業用水の需要想定というのが、2 - 4ページに出てきて、そこでまた工業出荷額×使用水量原単位というので推計しておられて、こちらは工業用水道のほうで賄うというふうになっているんですが、まさかそんなことはないと思うんですけども、二重に計上されているというようなことはないでしょうか。その確認をお願いします。

【部会長】 よろしく。

【事務局】 ご説明不足だったんですが、まず2 - 1にございます工場用水のことは、水道から工場に使っている水ということでございまして、一方で、2 - 4のほうは、工業用水道、そもそも供給する施設といえますか、それが違うということでございます。

また、それによってダブルカウントになってないかということにつきましては、そのようなことのないように整理しておりまして、例えば2 - 4の需要想定方法の一番下の欄ですが、2 - 4の中で、工業に補給する水の中で工業用水道に依存する分はどれだというふうに整理しております。

【部会長】 ほかはいかがでしょうか。

それでは、新しい計画案のご説明、よろしくお願いいたします。

【事務局】 では、資料4と資料5を用いましてご説明を申し上げます。

まず資料4がA3の横紙になってございますが、それは現行のプランとこのたび変更しようとする案を対比の形で書いてございます。現行プランが左側、そして変更案、一部調整中でございますが、現時点の案が右側に書いてございまして、アンダーラインを引いたところが現行プランからの変更点でございます。後ほどこれをもとにご説明いたしますが、資料5をご覧いただきますと、この変更案そのものをA4縦にまとめたものが資料5ということでございますので、内容的には資料4の右側の変更案と同じものでございます。最終的なスタイルは資料5のA4縦のスタイルになるというようにご理解いただければと思います。また、資料5の3枚めくっていただいた後に、説明資料といたしまして、需要と供給の全体像を示す表をつけてございます。また、その次のページには、農業用水の需給想定一覧表というのをつけてございます。資料5のようなスタイルで最終的にまとめて公表すると、そのようなものだとご理解いただければと思います。

なお、資料5の表、ちょうど4ページ目になりますが、都市用水の県別・用途別需給想定一覧表というものにつきましては、前回同じようなスタイルでお示ししております。ただ、一部にその後の精査結果や地域の事情などを加味して数値を変えたところがございますので、変えたところだけ申し上げますと、下のほうの表の供給欄の右から2番目の欄、「安定供給量(2/20)」という中の一番上、新規、徳山ダムの欄ですが、前回の数字は3.96をお示ししましたが、それは精査の結果4.24となりまして、この点だけが変わっております。

では、続きまして、資料4、A3の横紙に沿いまして新たな基本計画(案)のご説明を申し上げます。現行計画との変更点などをお示ししながらご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、この基本計画そのものは、3つの柱立てからなっております。1番目が水の用途別の需給の見通し及び供給の目標を定めることになってございます。

2ページ目を見ていただきますと、2、「供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項」というタイトルがございます。これが2番目の柱立てでございます。

さらにめくっていただき、4ページの下の方に、3、「その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項」というのがございます。今申しました1、2、3、この3つを計画として定めるということが水資源開発促進法の中で定められておるものでございます。

では、内容のご説明に入ります。1ページに戻っていただきまして、1の「用途別の需給の見通し及び供給の目標」でございます。この中で、平成27年度を目途とするということをお示しいたしまして、また経済社会の諸動向の変化などにより、必要に応じて見直すものとするなどをうたっております。

(1)が、用途別の需給の見通しでございますが、水道用水、工業用水、農業用水、それぞれについて記述しております。水道用水につきましては、この水系に依存する水量の見込みは、毎秒約50立方メートルであると。また、工業用水につきましては、毎秒約19立方メートルをこの水系に依存するという計画でございます。農業用水につきましては、現時点において、この流域内において依存する水量の増加は見込まれないという、このようなことが平成27年度を目途とする需給の見通しの中身であると、ここに記載してございます。

その下の(2)が供給の目標でございます。ここは読み上げさせていただきますが、「これらの」というのは、需要の見通しでございます。50立方メートル、あるいは19立方メートルということでございますが、「これらの水の需要に対し、近年の流況を踏まえつつ、地域の実情に即して安定的な水の利用を可能にすることを供給の目標とする。このため、2に掲げる施設整備を行う。なお、この施設整備により、平成27年度に供給が可能と見込まれる水道用水及び工業用水の水量は、計画当時の流況を基にすれば毎秒約113立方メートルであり、一方、近年の20年で2番目の渇水年においては毎秒77立方メートルとなる」と、このように記述してございます。

次の2ページをご覧くださいまして、ここでは供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項を定めるとなっております。ここも読み上げさせていただきますが、「先に示された供給の目標を達成するために次の施設整備を行うとともに、開発した水を効率的に利用するための調査を推進する。なお、社会経済情勢の変化を踏まえ、今後も事業マネジメントの徹底、透明性の確保、コスト縮減等の観点を重視しつつ施設整備を推進するものとする」と冒頭にうたっております。具体的な施設整備につきましては、3ページと4ページにまたがりませんが、この計画に基づき、今後整備するものにつきましては、前回もご説明いたしましたが、徳山ダムの建設事業と愛知用水の二期事業、この2つでございます。

まず(1)の徳山ダム建設事業でございますが、注釈にございますように、現在調整中の計画変更案に基づく記述を行っております。事業目的のところですが、アンダーラインのところだけ申しますと、徳山ダムは横山ダムが従前供していたかんがい用途の用水を代替して補給するものとする。事業主体につきましては、水資源開発公団が機構と変わっておりますので、そういう意味での変更点でございます。新規利水容量につきましてはここに数字を掲げてございます。予定工期などその他のものにつきましては変更はございません。

続きまして、その下の(2)愛知用水二期事業でございます。これにつきましては、3ページの中でございます事業主体のところは、先ほどの徳山ダムと同様に、組織が変わっておりますので、変更点でございます。独立行政法人水資源機構のところにアンダーラインが本来入るべきでございました。失礼いたしました。その後、河川名、取水量などは変更はございません。

4ページにお移りいただきまして、予定工期の中で、これも全体の工期は変えてござい

ませんが、その中で水路等の施設については平成16年度、すなわち本年度に完了し、直ちに管理の段階に移行するという趣旨で括弧書きをつけ加えさせていただいております。

2の施設の建設に関する事項の変更点は以上でございます。

続きまして、4ページの下の方、3、「その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項」でございます。これも変更点を中心にご説明申し上げますが、まず第1に、「この水系における適切な水利用の安定性を確保するためには、需要と供給の両面から総合的な施策を講ずるものとする」と、こういう精神をうたっております。

(2)につきましては、アンダーラインにございますように、水源地域の開発・整備を通じた地域活性化という概念を新たに変更点として書き加えていますとともに、後段に、5ページにまたがりませんが、下から5ページの上から2行目の右のほうにありますように、水源地域から下流域を含めた適正な土砂管理が必要であると、このような概念を加えてございます。

次の(3)につきましては、新たな考え方、テーマといたしまして、流域単位での健全な水循環を重視するという考え方を現行計画に加えてございます。

(4)は、地下水に関する記述ですが、これはこの項目自体新設ということでございます。これまでの部会の議論の中でも、地下水あるいは地盤沈下について留意することが必要であるご指摘をいただいておりますので、このような書きぶりで、案としてございます。ここは読ませていただきます。「この水系においては、過去に地下水の採取により著しい地盤沈下が発生したものの、依然として地下水に対する依存度が高いことから、安定的な水の供給を確保するため、地下水の適切な利用が図られるよう地下水採取の規制、地下水位の観測や調査等を引き続き行うこととする」と、このように記述してございます。

(5)につきましては、 から の内容は変えてございません。言葉の整理をしたというところで、 で「節水の普及啓発」という用語に変えてございます。

(6)は、現行計画で対比をいたしますと、現行計画の(5)に相当いたします。(5)の後段に、「このようなことから、湧水に対する適正な安全性の確保のため、各種方策の有効性等について総合的に検討し、その具体化を図る」というくだりがございます。実は、この前段の「近年、降雨状況の変化により利水安全度が低下し」というところは、先に説明いたしました項目の1の(2)、供給の目標の中でこの概念をうたい込んでいるということで、今申しました3の(5)の記述からは外していると、そのような整理でございます。現行計画の(5)の概念は、需給見通しの中で反映しているというような整理でござ

います。

あと、(7)(8)につきましては、項目のスライドということでございます。

以上、簡単でございましたが、現行計画と変更計画のご説明を終えさせていただきます。

【部会長】 ありがとうございます。

【事務局】 補足させていただきたいんですが、今の資料4の大きな2番、2ページですが、これは供給の目標を達成するために必要な施設の建設に関する基本的な事項と、こういうことになっておりまして、その次のページ、すなわち3ページに(1)として徳山ダム建設事業が書かれております。これは先ほど言いましたように、建設に関する基本的な事項ということですので、この徳山ダム建設事業の基本的な事項を書いております。そういった関係で、この徳山ダム建設事業は治水目的を含む多目的事業でございますので、治水にかかわることも書かせていただいております。すなわち洪水調節とか、流水の正常な機能の維持云々としております。ただ、この水資源開発基本計画というのは、水の利用に関することを取りまとめることですから、この水資源開発分科会といいますか、この部会で審議する事項というのは、あくまで水の利用に関することということで、洪水調節等の治水に関する事項は対象ではございません。そういうことで、この徳山ダム建設事業の計画が固まったものをここに引用してくると、こういう性格のものでございますので、この注釈もつけさせていただいたと、こういうことでございます。

それから、もう1点、資料5の3枚目の表、説明資料(1)というものを先ほど変更点をご説明いたしました。この供給のところの開発水量、徳山ダムの右側の安定供給可能量(2/20)の4.24という数字、これを修正したというふうに申しましたが、これについての解説は、その下の注釈の5番に書いてありますように、徳山ダムは揖斐川筋なものですから、近年20年の2番目の渇水というのが昭和59年ということで整理していたわけですが、愛知県分については、木曾川筋と一体に水を利用する立場でございますので、木曾川筋で渇水が近年20年で2番目に厳しい昭和62年の流況で供給可能量をはじいているという関係で、利水者側によって基準年のとり方が違うということで、各県の事情を踏まえた安定供給可能量を今回表示したということでございますので、ちょっと説明を補足させていただきます。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。最初の地域別の需給想定も含めて、需給想定を前提にしてこの計画案ができていますものから、ご議論いただきたいと思います。需給

想定についての議論も含めてということで、この計画案にご意見をいただきたいと思いますが、どうでしょう。

【委員】 今の補足説明のところ、3.96を4.24に修正されたというんですが、合計値も変わってないんですか。ここの部分だけが変わったんですか。

【事務局】 合計値も若干変わっております。まるめるとほとんど77ということで、大きな差はございません。

【委員】 前の資料は77.33だったんですか。先ほどの説明ですと、ここの部分だけが変わったという話だったんですけど、じゃあ合計も変わっているわけですね。

【事務局】 ええ。

【委員】 それから、もう1つは、ただいま改正点の説明のところの4ページ目の左の欄に、事業費が、「なお、上記の8事業の事業費は云々」と、これは1兆800億円という数字が入っておりますが、今回のところは、その記述が抜けているんですけども、これはどういうことなのか。この事業費というのは、基本的事項なのか、そうでもない、サービスでついているのか、今回なぜこれが抜けているのかをちょっと説明いただけませんか。

【事務局】 今のご質問に対しては、今言われた後者のほうという理解でございまして、基本的な事項として必ずしも書く必要がないというふうを考えてございまして、これは前回の利根川・荒川水系の水資源開発基本計画の一部変更を一昨年秋に行いましたけれども、そのとき以降、書かない形で整理させていただいております。

【委員】 邪推しますと、何か事業費がちょこちょこ変わるたびに、満杯になったら改定しなければいけないのは大変だから、こんなのは切っちゃえというようなことかというふうに思ってしまうんですけども、そういうことではないんですか。

【事務局】 そういう趣旨ではなくて、国のいろいろな長期計画等についても、基本的に金額を書くことをやめる方向の話が財政構造改革の流れでございましたこともあって、必ずしも金額を書く必要もないんじゃないかならうかということで、一昨年秋以降から書かないような整理をしているということでございます。

【委員】 いや、私もよく理解ができていないんですけども、おそらく、むしろ財務省とか、そちらの方針であるだろうと思いますけれども、だから、そういうことを割愛していいのかどうかわかりませんが、それを基本的なものだと、ここへ書くべきものだというふうに財務当局は判断しなくなった、その理由はなぜかというあたりは、ほんとうはだれ

か説明していただければいいんだけど。

【事務局】 おっしゃったとおりでございます、これだけじゃなくて、従来の5カ年計画、各種事業の5カ年計画もありますけれども、従来は、それに全部金額が入っておったわけですが、それが財政硬直化の原因になっていると。先ほど委員は、増えたら改定するのが面倒だから書かないのではないかとおっしゃいましたが、逆に今、見方として、ここに金額を書くと、もうその金額ありきになって、それだけは、どうしても全部投資しなければならないものというふうな誤解を受けるという批判のほうが強うございまして、そのために各種5カ年計画でも、国土交通省の場合は全部治水とか道路も全部一括して、社会資本整備重点計画に変えましたけれども、金額は書かないと。それは財政の硬直化の一因になっていることを避けるためというふうな趣旨でございます。

【委員】 何かそういう説明を聞くと、また何かいろいろな邪念が出て来ます。一旦事業の枠に入ったら、その事業費が幾ら上がろうとも抜けられませんよというように、ずるずるとぬかるみにはまっていくような、そういうふうになってしまうんですけれども、何か金額が入っていれば、一定の歯どめがあって、ここまでだなと。そこで超えるときには、そこでまたいろいろ考えましょうという、ワンクッションがあるんじゃないかと思っ、それが抜けてしまうというふうに解釈できますので、あったほうがいいのかも思うのですが。

【事務局】 そういう解釈もあるかと思いますが、逆に、この金額があると、どんな無駄な事業でも、この金額までお金を投資してもいいんだと、そのために無駄な公共事業は行われているのではないかという批判のほうが、どちらかという強うございまして、そのために金額自体は書かない。ただし、金額とか個別事業の妥当性については、5年ごとに、時点、時点でチェックして、金額も含めて妥当かどうかをチェックしていくと。今そのような公共事業の進め方をしています。

【部会長】 よろしいですか。

【委員】 今度の変更では、徳山の話がかなり大きなウエートを占めておりますけれども、ご承知のように、愛知県、名古屋市、ほかの三重、岐阜もかかわりあるかもしれませんが、その揖斐川の水系にある徳山ダムというものの水を使うためには、やはり導水施設というのが非常に大きなウエートを持っていると思うんです。その辺がここでは、例えば資料4の2ページでは、「開発した水を効率的に利用するための調査を推進する」と、そこから読まなければならないような格好に思えますし、それから次の具体の徳山ダムのと

ころでも、そこら辺のところ、具体的にそういう施設のことが書いてある。

というのは、素人考えといいましょうか、負担がいろいろ議論される地元の立場からいたしますと、特に県民とか、そういう詳しいことを知らない立場から申しますと、やっぱり絵にかいた餅に終わってしまいませんか。つまり、蛇口がない、水がめだけをつくられた、そのことについての負担だけが、ぼーんと先行していく。だから、当然このことについては、額がはっきり書けないならば書けないということは、それはまだ調整中ということで、一応承るといたしまして、やっぱり、この徳山ダムに関連については、ダムそのものに加えて、その水をどこでどう使うのか。新聞等の情報等でいろいろ見ていると、まだどのルートで、どこから水をとって木曾川のほうに流すのかとか、その辺のところ、場所も決まってない、やり方も決まってない。けども、逆に一方では、総体の事業費、それは何も愛知、名古屋でみんな持つわけではないと思いますけれども、例えば900億とか何とかって、かなり大きな額のものがある。というふうなことが情報でいろいろ流れているということになると、額については、今後なお調整をしていただく必要があるのかもしれないが、まだ徳山については導水施設というのがまずしっかりあるので、このことについて名前ぐらいはしっかり書き込んでいただくことが必要なのではなからうかと。

ということは、県民、市民にそれぞれ、この前も申しましたけれども、首長さんがいろいろと説明をされる際に、今回増えました1,000億前後の、その中の応分の負担をするということで一応了解をした。その後でまた、新しいそういう導水路にかなりの負担がついてくるというのでは、よく知らないで、二枚舌を使ったような感じでもって聞こえちゃうわけですけども、徳山の話は、もうはっきりわかっているわけでありますから、場所がどこか、その辺の調査はあえてやっていただくことにしまして、このことをやっぱりはっきり説明していくことが行政の立場としては必要なんじゃないかという意見を強くここで持っているんですけどね。

【委員】 同じ意見です。その点につきましては、前回、私が3つ注文つけたうちの1つなんですけども、注文をつけておいたにもかかわらず、全然そこら辺が読みとれないので、なぜこんな表現にとどまっているのかをご説明いただきたいと思います。

【委員】 そのとおりです。それから、前回の記者発表でも、一応それを触れると思っ
て出したんですね。たしか、導水路についても。だけど、ここでやられてないのは事実で、非常に重要なポイントなので、ぜひご説明いただきたいと思います。

【事務局】 ご指摘の趣旨は理解しているつもりでございます。ただ、導水路につま

しては、前回、参考資料としてお配りした中で説明がございましたように、これから具体的な検討に入るという段階でございます。フルプラン、基本計画におきましては、個別の事業に関する記述を行ってございますが、それぞれ個別の事業自体が具体化した段階でこの記述を行うということが、水資源開発促進法の趣旨であり、従来もそのように運営してきているところでございます。このことから、導水路計画がまだ具体化していない現状において、本文における記述は、今お示した案で精一杯であるということをご理解いただきたいと思えます。ただ、導水路計画が具体化した段階では、一部改定になると思えますが、この計画を速やかに改定し、記載することを考えてございます。

また、全体の需給の考え方の中では、説明資料の資料5の中で、徳山ダムから愛知県に向けての供給量は揖斐川から木曾川に導水することを前提としているということを注釈で4番目に書いてございます。そのようなことで、概念上は必要性を織り込んでいるということをご理解いただきたいと思います。

【部会長】 ご理解いただけましたでしょうか。

【委員】 まだ理解できないので、現行計画では1ページのところの一番下の行から一、二行ですけれども、「新たな上流ダム群等の開発及び利用の合理化のための調査を推進し、その具体化を図るものとする」という表現が入っていたんですが、それよりも後退しているようなことになるし、せめてこれぐらいのことを書いて、以前はここで読んでいたという話も聞いておりますので、こういう表現になぜできないんでしょうか。

【部会長】 今おっしゃったのはどこでした？ 現行計画の……。

【委員】 現行計画の1の(2)の供給の目標の一番下の行です。

【部会長】 1ページ目ですか。

【委員】 はい。

【部会長】 「水路」という表現が少なくとも現行では出ておったけれども、それが消えたという話ですが、何か補足の説明はありませんか。

【事務局】 まず、現行計画、1ページの左下でございますが、後段の3行、「このため2に掲げるダム、堰、多目的用水路、専用用水路その他」とございますが、まずこの多目的用水路と専用用水路に、今考えている揖斐川から木曾川に持っていく水路が入っていたかといいますと、それは入っておりませんでした。ある意味で、その他のということになるかと思うわけです。それを最終的に「調査を推進し、その具体化を図るものとする」というところまで書いてあるわけですが、今回、それに該当するところが、2ページの一

番上から2行目でございます。「次の施設整備を行うとともに、開発した水を効率的に利用するための調査を推進する」ということで、効率的に利用するということが導水路を指しているつもりなんです、それをなぜ具体化まで書けないのかということ、それから、なぜ「水路」というふうには書けないのかというご意見だと思います。それで、これはちょっと役人っぽい話になるわけでございますけれども、その水路自体が、まだ具体化されていないと。前回もいろいろ調査はしているけれども、まだそのルートまでも決まっていないうようなご説明をいたしましたけれども、そのような段階であるわけでございます、この水資源開発基本計画というのは、閣議決定までなされる中で、そのような段階にある施設をそこまで書くことについて、いわゆる個別事業の事業主体の判断まで縛ることは難しいんじゃないかというようなことでございます。

それとともに、もう1つ、では、いわゆる負担者に対して、徳山だけの負担を今言っておいて、後からまた専用の水路をつくるのが、前回も約900億と説明しましたけれども、その分が幾らになるかも言わずに、後からまたこれだけかかるんですよというのかということでございますが、それについては、また水資源開発基本計画とは別に、現地のレベルで関係機関に水路がどれくらいかかって、トータル徳山と合わせてどれくらい費用がかかるという説明は事業部局でやっております。

【委員】 これもまさに折衝の中でこういう表現をせざるを得ないというふうに私は聞いております。まだ水促法に基づいて閣議決定するような文書においては、まだ具体化していないような事業をちゃんと書くべきではないという、そういう折衝の中での意見が強くて、この部会でも、前回議事録にもありますように、先ほどのご意見、お二方のご意見はかなり強く出してありまして、そういうことを念頭に折衝された結果がこういう表現になったというふうに私は理解をしております。ですから、まだこれは最終的な折衝中だと伺っていますが、そういうことでよろしいんですね。

【事務局】 この資料4の頭に、「(一部調整中)」と書いておりますように、調整している部分は残ってございますけれども……。

【委員】 この部分についてはどうか……。

【事務局】 ええ。全体に調整中ではございますが、この具体の事業に関しては、基本的に水資源開発促進法の趣旨に照らしまして、事業を具体化した時点で、部分変更というのがございますので、全面改定の際じゃなくても、部分変更の際に事業を追加するとかいう道がございまして、具体化した時点で事業を追加していくというような考え方で行か

せていただければと思っております。

【委員】 その部分変更のときは、またこういう会議をやるんですか。それともやらなくても済んじゃうんですか。どっちなんですか。

【事務局】 部会に諮ることになります。

【委員】 部会というのは？

【事務局】 部分変更の際も今回と同様な手続になります。

【委員】 同様の手続ですね。

【委員】 数字が固まらない段階、あるいは期間の数字も固まらない段階で、お金にする、そういったものが書きづらいことはよく承知しておりますけれども、徳山については、しかも揖斐川から木曾川筋に持ってくるということについては、これは絶対欠けることができない問題ですよ。とりわけ、揖斐川の流域についてはそれなりに理解もできるかもしれませんが、木曾川筋にまで持ってくるということですから、これはむしろ徳山と一体的なものですよね。だから、私としては、あとは要望にとめておきますけれども、あえて言えば、例示で出すと。特に徳山ダムについては、揖斐川筋じゃなくて、細かく書くかどうかは別として、こういうものについての負担が後々別にあるんだよというふうなことぐらいは、しっかり書いていただかないと、使えない。当然それがなければ使えないんだということはわかっているわけですから、そういうものについては、導水路と書きづらければ導水施設でも結構です。

それから、場所がわからなければ、それはまたそのとおりの、それがわかった段階、調整が済んだ段階において、どうするのかという扱いはそれでも結構でございますけれども、そういうことがないと、つまり水の量に対し、それぞれ分けて、応分の負担をという格好になっていく中で、そこら辺の表現が、効率的に利用するための調査だけでは、私としては気に入らない。せめて調査が施設の調査であり、そういった関連の導水するための施設の調査とか、そこら辺は具体的に書いたっていいのではないかと。一般に、川が流れているところから水をとるためには頭首工が必要ですがけれども、そういうものと違って、かなり規模も大きなものですから、徳山の場合は、そこら辺のことをぜひ、しかるべき表現が加えられるように、ご要望したいと思います。

【部会長】 この部会として、委員から強い要望があったということは少なくとも議事録にちゃんと残しておいて、それをもとに、また折衝していただいて、その結果については、ご一任いただくということになるかと思っておりますけれども、私自身も、委員の立場から

は、やはり、これを読んだって、一般の人には何もわからないというところがあるし、抽象化され過ぎて、おっしゃるとおりで、徳山ダムの水を利用するには導水路も必要なわけですから、それはそういう問題が将来起こってくるということをわからせるようなことをしたほうがいいと思っています。

【委員】 3つと言いましたが、そのうちの1つは今の話なんですけれども、2つ目は、そもそも、前回も説明させていただきましたが、水源の実力が低下していることと、それからまた、そういう状況の中でも安定供給していく必要があるということを明記してくださいというような注文をつけておりました、それが利水安全度の低下に伴って、それにもかかわらず、そういう状況の中でも安定供給していったということを書いていたかないといけなかったんですが、それが先ほどの説明の中では、(2)番の「供給の目標」のところの、「近年の流況を踏まえつつ、地域の実状に即して」で、現行計画では、3の(5)ですか、ここのところに「利水安全度が低下し、しばしば渇水に見舞われている」と、こういった表現のところをバサッと切ってしまうと、むしろ後退した表現になっているのは、これはいかがなものか、もう少しきちっと書いていただく必要があるんじゃないかと。それで、少なくとも前回、現行計画と同じような表現にするためにも、変更案の(2)の「供給の目標」のところの、「これらの水の需要に対し、近年の流況を踏まえつつ」というところは、この「近年の流況を踏まえつつ」のところを、「近年の降雨状況等の変化による利水安全度の低下等を踏まえつつ」とか、そういう利水安全度の低下というのをきちっと書く必要があるんじゃないかというふうに思います。これが2番目のことです。

【委員】 先ほどのご説明では、5ページの現行のところの(5)番の前半部分は、資料4の1ページの、一方、近年の20年で2回というところで書いていただいたというような説明だったので、ちょっとこれもわかりにくいんですね。全然それは.....。

【委員】 わからないですよ。

【部会長】 ちょっと含めて、お願いします。

【事務局】 今のご指摘でございますが、現行計画より、むしろ後退しているというような印象を与えるというのは本意とするところではございません。現行計画では、そんなこともある、実力が低下しているようなこともある、というぐらいの記述だったものを、このたびの需給計画の中では明確に位置づけ、近年の流況でも安定供給することを目標とするということを言うならば宣言しているわけなので、そういう意図ではございません。今おっしゃったようなところ、趣旨ではなくて文言、字句修正は、まだ余地があるかと

思います。

特に、3の「その他」につきましては、具体的な側面もございまして、本日ご意見をいただいたことを受けて、いろいろ検討していきたいということですが、まず、今までよりも後退したような印象になることは避ける方向で検討すると事務局としては承りたいと思います。

【委員】 少なくとも、表現としては、現行の(5)、5ページのほうがわかりやすいですよ。

【委員】 それから、3つ目の私の前回指摘した部分についてなんですが、利水安全度の低下に対応して確保した水源の運用ルールを明確化すべきであると。少なくとも、その概念を書いてほしいというようなことを申し上げたんですが、それが全然入っていないんですけれども、これは第2回の委員会の議事概要のところ、湧水時の調整ルールについて議論を明確化すべきであるというふうに書いてあったと思うんですが、あの概要も、あれは一部分だけの話であって、私は湧水だけでなく、平常時も含めて、利水安全度の低下に伴って確保する。水源は一番最初の説明のところでありましたように、愛知県とか名古屋市とか皆さんそれぞれ近年の2/20というようなことで、それを前提に置いた需給バランス計画といいますが、それを前提においての計画をつくっていらっしゃるわけなので、それを明確にするためにも、そういった新しい、これまでと違った考え方に基づいて必要性を位置づけたダムだと思いますので、そういうダムについての水利権の与え方はどうなんでしょうかということも含めて質問させていただきましたけれども、その運用ルールの明確化。これをはっきり書いていただきたいと思います。

それで、実は、私も1つ案がありまして、この5ページの3の(6)、湧水に対する云々というこの記述。ちょっと少なくなっていますけれども、この後に、例えば、昨年、水マネジメント懇談会の提言で、このあたりについてもご議論され、提言されています、そういう表現も利用させていただいて、この後に「また、開発された都市用水については、各利水者の水資源開発に対する負担の度合いを基本としつつ、適切な水利用の調整がなされるよう配慮するものとする。」というぐらいの文言を入れていただければ、少しは私の指摘した部分が救われるのかなというふうに思っています。

以上、いかがでしょう。

【部会長】 どうでしょう。私も非常に具体的な方向が見えていいとは思いますが、でも、こういうところにね。

【事務局】 今のご指摘でございますが、まず近年の流況の変化に対応してといいますが、それを念頭に置いて安定供給を図るという観点は明確になっておるかと思えます。ただ、湧水調整のことについては触れていないということで、ご発言の中で、近年の流況を踏まえた安定供給のことと、湧水調整のルールのことがあり、前者のほうは、先ほど申しました供給目標の中で、より意図が明確になるような書きぶりを考えていきたいと思えます。

湧水調整のルールにつきましては、利水者として、さまざまな立場の方がおられますので、実はこのことについては、まだ調整中ということでございます。ただ、一方に偏った書き方ができるのかというようなこともございます。もう少し時間をかける中で、このフルプラン、木曽川のフルプランとして適切なルールの考え方、あるいはそういった概念を何らかの形でうたうことができるのか。これは、本日の部会以降の課題として受けとめたいと思っております。その中で、今おっしゃったご意見なども踏まえて検討させていただきたいと思えます。

【部会長】 はい。少なくとも、今非常に具体的なご提案があったということは、当然議事録には残るようにお願いしたい。

(6)の中に、今あった湧水調整のことも含まれていると。そう理解するということですか。「湧水に対する適正な安全性の確保のため、各種方策の有効性等総合的に検討」というのは、湧水調整の議論もこの中に含まれているという意図……。

【事務局】 ええ、委員のご指摘があったように、湧水調整のことを書くのであれば、この後段に記述する、あるいは、ここの各種方策の中に例示していくかとか、そのようなことになろうかと思えます。

【委員】 何かこうなると、全体がそうですけれども、木曽川水系の特殊性というものが出てこなくて、極めて一般論の中で扱うと。そうになってしまうんですね。ほんとうは、私は、木曽川水系に特徴的なものだから、具体的に指摘すべきだというのは、この前の部会でもそういうことだったけれども、これも実は努力はされているようですけれども、折衝の中でのある種の妥協点みたいなことになって表現されるんだというふうに理解しています。

【委員】 今ちょっと議論が出ていたことにも関連しますが、例の供給の目標の中で、とりあえず近年の20年の2回という表現が入っているわけです。先ほど説明の中で、この辺のことがあるので、3の(6)を少しはしよったというようなご発言があったわけで

すが、この辺の書きぶりはまだおそらく固まってないと思うんですけども、今後どういうふうになるかわかりません。その書きぶりによっては、例の(6)のところでもう少し、先ほどご発言があったようなことをいろいろもっと具体的に、むしろ書かなければいけないんじゃないかなという気もします。その辺ひとつ、折衝の段階でこれらをセットでいろいろご議論いただければと思っております。

それから、先ほど導水の話があって、これもおそらく書きぶりが難しいというので、説明資料の中に徳山ダムの供給は揖斐川から木曾川への導水を前提とするというような注が入っていますが、この辺もう少し、何か一般の人が、「ああ、これが残っているんだな」というのが判るようにもうちょっとわかりやすい表現ができれば、先ほど委員が言われたような、後から出てくるというようなこともないんじゃないかなと思いますので、その辺のご検討もひとつあわせてお願いしたいと思います。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。どうぞ。

【委員】 今までおっしゃった意見、もう私も全く賛成でございますので、大きいところ、そういうことで、私もぜひ何か文案をお願いしたいと思っております。

1つ細かいことで、農業用水なんですけれども、よろしいでしょうか。この文案を読ませていただきますと、非常にすっきりして、水道用水、工業用水、農業用水、全く同じ文脈で非常に簡潔明瞭ということ。ただ、前回いただいた資料からしますと、簡潔なだけに、非常に何か農業用水ご苦労なさっているような文案があったんですけども、それが隠れてしまうおそれがあるんじゃないかと。

と申しますのは、農業用水が、需要が見込まれないとしますのは、今の兼業農家の水田農業ということ。9割近い兼業農家で水田農業をやっているんですけども、これは農業基本法で、今後大きく経営主体に変わっていくんだと。つまり、農業の方法、水田農業の方法、ましては農法も変化してくる。いわゆる農業、農法が変化すれば、水田には必ず水がつきものです。そうすると、水の使い方が変わってくる。それがこの前何か私は読ませていただきますと、前回の文章に縷々書いてあったような気がするんですけども、そのところが消えてしまうんじゃないかと。例えば、今の農業にしたって、少し前までは水田のときに田植えをして、その後、夏に入っていくんですけども、現在はこれは早いところは4月の中旬、5月の中旬という、ほんとうにあっという間に農業の方法というのは変わってくる。したがって、ここでももちろん今の農業を前提とすれば需要の見込み

はないんですけども、あまりそれを縛ってしまいますと、今後の農業の変化。これはおそらく日本の土地利用、それから経済構造にとって非常に重要な事項になってくると思うんです。そこで、読み方によっては、これで農業の水の使い方を縛るようなことになってはいけないんじゃないか。それを私は懸念するんですけど、文脈としてはすっきりして非常にありがたいというんですか、すっきりした文脈ですけども、これが、繰り返しですが、新しい農業の発達を縛りつけるようなことはあってはならないんじゃないかというのが私の感想です。

【部会長】 何か具体的なご提案はございますか。

【委員】 さっきからこの文案を読んでいるんですけども……。

【部会長】 おそらく、平成27年度目途というのが、上にも下にも書いてあるんですが、その中ではという理解でおそらくこれはでき上がっているもので、未来永劫、こういうことじゃないというのは、おそらく共通認識であろうかと思いますが、何か事務局……。

【委員】 そうですね。私個人は、例えば1の(1)、1行目の後ろのほうに、「産業基盤の整備」と書いてあるんですけども、このあたりに、産業の中に農業も含むんだという認識です。

【部会長】 そうですね。

【委員】 そうかなっていう気もしますし、逆に、これはあまり整備と言ってしまいますと、今の農業で整備していく、水は節水で要らないじゃないかという、そういうとり方も成り立ち得るので、ちょっと苦しいところなんですけれども。

【委員】 関連で。あまり農業用水について議論をしてなかったんですが、考えてみたら、水道用水とか工業用水について需要の見直しとかやっているんですが、農業用水についてもこの際ですから、やるべきじゃなかったかと思うんですけども、これはなぜやらなかったんでしょうか。

【部会長】 見直しというのはですね。どうなんでしょうか。どうぞ。

【事務局】 2点のご指摘についてご説明いたしたいと思います。

まず、最初のほうですが、前回4月13日の第2回部会におきましては、確かに資料4の27、お手元にはお配りしておりませんが……。

【事務局】 失礼しました。先ほど、ご参考として委員のお手元に置いてあります。前回資料の4というのをお手元に置いてありますが、その最終ページが農業用水の需要予測に関する部分でございます。この中で、後段の部分がまさに委員のおっしゃった問題意

識かと思えます。現在検討中の水資源開発基本計画においても、新たな水田農業の展開に伴う水利用形態の変化等により、将来、新規事業が発生する可能性も考えられることから、農村環境の保全など、多面的機能の波及も勘案した上、新規事業を引き続き検討していくこととすると、こういうことが前回の部会資料の中ではございます。

このような動きを、この基本計画で縛ってしまうのではないかというご質問でございますが、それは全くございません。この基本計画の中では、現時点において、計画策定時点において、目標年度である平成27年度までの間に、具体的に発生する需要を想定し、それに対してどのように供給するかという概念で書いてございますので、そういった意味で現時点で具体化されていないものは書けないというところであります。ただ、10年間、その間何も需要にこたえられないかということそうではなくて、先ほど導水路のこともそうですけれども、新たに具体化したものについては計画を改定し、織り込んでいくということでございますので、むしろ現時点での将来見通しの認識であるから、こういう結果となっているというふうに、そういう制約が一方であるというふうにご理解いただきたいと思ったのが1つ目でございます。

【委員】 はい、ありがとうございます。私のものについてはありがとうございます。

【事務局】 2点目のご指摘のほうですが、農業用水の需要、あるいは現在の使われている状況をチェックしていないのかというような意味かと受けとめました。実はそうではありません。このたび、県とか名古屋市さんに対してお願いしたのは、都市用水の需要、水利用と供給見通しということでございます。農業用水につきましては、水資源部から農林水産省に、さらに農林水産省から各県に、現在の水利用の状況、将来の見通しをお伺いしております。その中で、ここに、本日の変更案にありますように、10年間ぐらいを見通すと、新たな需要は見込まれないというようなお答えをいただいたということでもありますので、このたびも需要と供給の関係は、他の水道ですとか、工業用水と同様に、見通しの確認をしてございます。ただ、そのルートが違うというようなことがございます。

【委員】 ということは、見直しの作業はやっているけれども、ここに出すものではないということなんですか。それはこの検討の内容といいですか、検討の事項に入るんじゃないですか。

【事務局】 出すものではないということじゃなく、前回は、都市用水については結果だけをお示ししました。このたびは、部会の場ではないですけれども、個別に各県から出てきた需給想定をお送りした上で、その概要としてまとめております。その意味で、前回

も都市用水も農業用水も同じく結果としての見通しはお示したんですが、その中の一部と申しますか、都市用水についてはさらに詳しく、あるいは地域別に整理して報告したということで、審議対象であるとかないとかという区別があるわけではございません。

【委員】 まさしく委員のおっしゃったとおりで、この文がそろろうということは資料もそろえなければいけないと私は思うんです。ですから、農業用水も計算法でもってこうだということ、非常に難しいこととは思うんですけれども、これはやっぱり農業用水が真剣に、算定方法ということで確立というんでしょうか。ここへ出せる形でやっていただきたい。今後は。私も同じように考えます。

【事務局】 ちょっと手元にございませんですが、農業用水の需要についても、どのような考え方でそれを見通しているのかがわかるものが必要だというご指摘と受けとめました。幾つかの機関を介して情報収集しておりますので、それを整理するなり、プロセスがわかるよう整理いたしたいと思えます。

【委員】 それは今すぐには配れないのかな。私一部、プロセスだけは見せていただいた記憶があるんですけれども。それじゃあ、後ほどそれは対応させていただくということ、ちゃんとしたバックデータがあるにはあるということを確認して……。

【委員】 あるということですね。農業用水も含めましてね。

【委員】 はい。それがここには具体的なものが出てこない。

【事務局】 宿題として受けとめさせていただきたいと思えます。

【部会長】 ほかにいかがでしょうか。

【委員】 3番目の項目で、5ページ目の最初の右側の3行のところですが、3の(2)の水源地域の地域活性化を図るということと、水源から下流までの適正な土砂管理などという言い方なんですが、これが地域の活性化ということと土砂管理とどうつながりをどういうふうに考えたらよいでしょうか。私は土砂管理のことが書かれたことは大変高く評価しています。そのつながりが、もうちょっと具体的に、どのような措置がイメージできるのかを教えていただきたいのが1点と、それから続いた(4)が新設されたということで、こちら木曾川水系の大きな地下水の保存の状況を考えると、規制をしたり、観測調査をしたりということは大変重要だと思います。加えて、この地下の水系がどのように、もう1回地下水源として保全涵養できていくのか。ある量を減らさないようにということのほか、いわゆる地下水の大きな涵養みたいな観点というのはどうですか。具体的にどう変えたらいいかわかりませんし、むしろ都市側の保水性の向上みたいな、そういう視点もあ

るのかもわかりませんが、この辺は単に規制と観測調査だけでよいのかどうかというのは、ご専門の方もいらっしゃると思うので、教えていただければと思います。

質問がちょっとあいまいでしょうか。

【部会長】 いやいや、結構です。

【委員】 すみません。

【部会長】 よくわかると思います。最初の(2)ですか。最後に土砂管理ということ。はい。

【事務局】 まず、4ページの下から5ページにまたがるところの3の(2)に関してでございますが、今のご質問自体は、地域の活性化と土砂管理の関連、そのつながりはどうかというようなご質問かと理解いたしました。この項目自体は、まず水資源の開発及び利用を進めるに当たっては、ということを一に置きまして、そのときの留意事項を書いてございます。

その手段としまして、水源地域の開発整備、あるいは地域の活性化を図ることが、手段として書いてございまして、そのことによって、地域住民の生活の安定を図っていくというひとくくりがございまして。また、それと並んで、ダム周辺の整備ですとか森林の整備、あるいは水源から下流の土砂管理を並列して書いておるということで、地域活性化と水源下流の土砂管理が直接的に結びつく構造にはなっていないというのが、まず1点です。

次に、土砂管理のイメージですが、これは地域によって異なるわけなんです。河川に適切な流量が流れ、また土砂も供給されてきているという循環の中で、最近において、土砂管理の必要性がうたわれてきているということでございまして、直近の改定を行いました吉野川のフルプランの記述の中で、このような概念をうたってございます。

もう1点のほうの地下水に関してですが、実は第2回の4月13日の部会におきましては、この地域において、どのように地下水の保全、あるいは、どのように地下水が利用され、地盤沈下が起こり、その対策などが行われているかということ、資料によりご説明いたしました。その中で、一番骨格と申しますが、中心になりますのが、濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱、これは関係閣僚による決定なんです。その中で、各者、国でありますとか、地方公共団体がどのような役割を担って、この地域の地盤沈下を防止していくのかというようなことを体系的に整備し、定めております。

今回の、今ご検討いただいておりますフルプランにおいては、地盤沈下防止そのものを目的とするのではなく、地域の水の需給を考える上で、地下水がどのような役割を果たして

いるのかという観点で記述するといったしましたので、このように、この地域の水の安定的な供給のためには地下水が重要であって、それを将来にわたって適切に利用されていくために、さまざまな規制等や観測が必要だというような趣旨で書いてございます。この点、個々の文章につきましては、まだよりわかりやすく検討すべき余地はあろうかと思っております。

【委員】 ありがとうございます。(2)のほうは、場合によりましたら、地域の活性化と土砂管理と項目を書き分けたらどうかと思っていたので、それが背景にあったのが質問でした。

関連して、(3)が流域全体の水循環ということなんですが、土砂管理を含めまして、流域の資源循環のように視野を少し広げると、水のある種の媒体として、流域資源をうまくきちんと経営していくのであるという、そういうスタンスも、将来的には論理的に考えていけるのかなと思います。このあたり、土砂管理というのは入り口として、ある意味で、水資源を利水の点から集中してやってきた時代の流れから、今度は土砂の流れや環境系の関心は、高まってくると思いますので、このあたりの書きぶりをきっちりしたらいいのではないかと思います。

【事務局】 ご意見を踏まえまして、検討させていただきます。どうもありがとうございます。

【委員】 それについてはちょっと関連で、私も気にかかっていたんだけど、水資源の開発、利用及び保全と入れたほうがいいと思うんですね。やっぱり保全という立場が入ってきて、環境とか土砂管理、水循環も出てくるんだと思いますので、利用、保全というのを、これは国土開発についてもそんな変更を、実は国土審議会ではしているようで、開発、利用、保全というのをキーワードにというのはあるんですが、水もおそらく同じようなことで、開発、利用及び保全というふうにして、今、ちょっと整理されたほうがいいと思います。地域の活性化に類する問題と、まさに利用と保全に類する部分を整理したほうがわかりやすくなってくると思います。

どうもありがとうございました。

【委員】 もう1点だけ、すみません。事務局にご説明いただいたときに理解をしていなかったと思うんですが、3ページの徳山ダムの新規利水容量が7千800万立方メートル。これは容量として、現行計画より改定されますということがわかるんですが、括弧内の貯水容量は増えていくという。これは構造自体が大きいためられるものによっていく

という解釈、施設として違うものになっていくという解釈でよろしいのでしょうか。この貯水容量が、ある意味では治水とかかわって、大きな機能として担う部分があるというご説明もあったので、この辺の施設自体の規模は変わるのでしょうか。ちょっと教えていただいて。ご説明いただいたのかもかもしれませんが。

【事務局】 この徳山ダム建設事業につきましては、先ほど事務局からの説明で補足しましたように、この項目が、施設の建設に関する基本的な事項を書くということになっておりますので、実は、施設そのものの規模をどうするかというのは、ここの審議事項ではないんですけれども、事業計画がかたまっている場合は、それを基本的な事項として記述するというで書いているというものです。

今回、水需給計画の中で、需給の計画が固まりましたならば、利水容量は自動的に決まってくるわけですね。じゃ、残りの容量をどうするかということで、基本的には徳山ダムの建設の、ダムの規模を変えるという話ではないので、全体の規模は変わらないということです。残りの容量をどうするかというのは、治水計画の中で議論されるべき問題だということで、治水計画は、別途決まるということでございますので、別途決まるものをここに書き込もうと、こういうことでございます。

【委員】 基本的にはそうなんです、この出ている数字を理解するという意味では、なぜ現行よりも有効貯水量が増えたかというのを、参考までにご説明いただければと思いますが。

【事務局】 今、ご説明がありましたように、全体の規模といたしましては変わりませんが、現在、計画の変更を行っております、それは利水量が減量することがございますので、洪水調節容量でありますとか、発電の関係、そういったものを見直しを、今しております。

その中で、有効貯水容量と書いておりますけれども、この他に、発電のための底水容量というのがございまして、発電のための底水容量も見直しまして、その部分、一部でございしますが、有効貯水容量として盛り込んできて、それを洪水調節のために使うというふうな見直しを行っておるということでございます。その結果として、有効貯水容量は、従前よりも大きくなるということでございます。

【委員】 規模は変わらないけれども、発電の……。

【委員】 カウントの仕方が変わる。

【委員】 カウントの仕方というか、発電が、やめたんですって？

【事務局】 発電は高さが必要なものですから、その高さのために底水、ちょっとわかりにくい表現ですが、高さを確保するための容量を持っております。その部分を、発電の発生電力分をちょっと見直しまして、その容量を若干少なくするというのを、今考えております。ということで、発電として使おうとしていた底水容量が、洪水調節の容量のほうに持っていくというふうな見直しをしているということでございます。

【委員】 それが有効貯水容量に入るということになるわけですか。

【事務局】 はい。

【委員】 で、ご説明があったように、括弧内の数字というのは、ここで別に審議をして承認するような性格のものではなくて、そういう意味で、計画変更案によるという注釈がついているということですね。全体計画としての、引用されているということですね、現在。

【委員】 別件で、ちょっと細かいことかもしれませんが、この説明資料という、今の資料5の後ろのほうにもついたりしていますけれども、こういうものについて数字を変えるとか変えないとかということについては、要するに縛りがかかるのかというふうな感じのことを、ちょっと伺いたいと思っています。

というのは、例えば注釈のところ、一番下に注書きがしてありますね。資料5の最後から2枚目です。こういうところに、例えば4番のところ、さっき徳山ダムの話がありました。揖斐川から木曾川へ導水することを前提として算出している。これはそのとおりだと思いますけれども、このことが大きな意味を持ってあって、ここまで読み取ってくれよというふうなご説明だったような気がするんですが、中にはいろいろ、例えば7番あたりには、味噌川ダムの暫定措置として、西三河地域に供給を行う云々という記述があったりいろいろしていますけれども、この上のほうの需要とか供給の表の中でも、ちょっと記憶が定かではありませんが、地元としては、その地域内、もしくは関連する周辺地域とのいろんな調整でもって、いろいろ約束事があったりしているものがある。今の味噌川ダムの関係も、暫定措置というふうな言葉が出ておりますけれども。

ただ、ここに載っていないのは、私はうる覚えですけれども、承知しているのは、需要のところの他水系の依存量。例えば、愛知のところ、4.31という数字がありますが、この中に、半分以上ですけれども、矢作導水という格好で西三河から持ってきている水量があるわけですが、例えばこういうものについて、いずれ今回のフルプランの改定を時期的な目途として、それまでに暫定的にしばらく貸してあるものをもとへ戻せとか、

いろんな議論が残っていることを、実は承知しておるんですけども。

要はだから、ここでそのことの議論をしなくてもいいんですが、こういうものが含まれていること。愛知県の中だけの地元の事情を踏まえて、愛知県で言えばですよ。愛知県の例をとって言えば、そういうものがここに数字としてあるのは、いろんな今後の調整についてこういう部会の場とかいろいろなところで手続を踏まないと、こういう数字については変えられないのか。ちょっと念押しというんでしょうか、伺っておきたいと思っておたわけです。

というのは、そういった調整、私どもに新聞等で聞こえてきたところでいいますと、従来からそういうふうなものがこの中に含まれているものについて、フルプランが終わるまでに、そういったものにけりをつける話で、実はまだ答えのほうははっきり固まっているとは聞いておりませんから、今、数字をどうこうということまでは書けないし、また申し上げるのもおかしいと思うんですけども、こういうものについて、例えば、愛知県の横での調整じゃなくて、縦の愛知県の中でのいろんなことで数字が固まってきた。こういうものがいろいろありますと、その部分については、もちろん黙ってやるわけにはいきませんから、数字をいじるのであれば、もちろんお届けはするわけでありますけれども、地元でもってかなりいろいろな事情を踏まえたそういうことの調整は、この説明資料は、だからどれだけの動かし難い数字なのかということ、ちょっと確認をしておきたかったわけですけれども。

こういうものについては、やっぱり今後、地元へ帰っているいろいろな調整が必要になってくることがあります。その需要もどんどん変わっているかもしれませんし。それから、過去からのいきさつで、たまたま木曾川の関係において、関連して他水系から依存するものもこれだけあるんだというものの中に入っているんだとしますと、そういうものについて、一々ここでみんなにお断りをして、調整して、みんなからオーケーをもらわないとその辺ができないのかという。そんなことではなく、かなり自由と言っては語弊はありますけれども、地元のいろんな事情を踏まえて、いろんなことについて議論を進めていくことができるかどうか。

例えば、徳山の例はあまり適切じゃないかもしれませんが、新しいダムをつくって、これだけのものを負担する。水利権、これだけのものを、例えば愛知県として確保する。そういうふうな格好になりました場合、そのことが全体の中でもって、どういう意味合いを持ってくるのかという調整をしっかりと。かなり地元県、岐阜でも長野でも三重でも同じこ

とだと思いますが、そういうふうなものが、そこら辺はご相談申し上げるとして、その上でやっていく。こういう会議で、みんなからオーケーをもらわないと身動きがとれんという格好では、少し。そういう類の数字なのかどうかということを、確認したいわけですね。もう少し地元の事情を踏まえて、そこら辺の調整が今後必要になってくれば、そこら辺が自由にといいましょうか、かなり融通がきくような格好の調整ができないかどうか。説明資料の数字の性格を、ちょっとこの際承っておきたいと思って、質問申し上げました。

【部会長】 よろしいですか。

【事務局】 今、ご質問のあったのは、資料5の4枚目の表の中で、需要の表の中での他水系への依存分について、ここが変わるときに、このような審議の場が必要なのかというようなご質問だったかと思います。

まず、この計画自体が、木曽川水系に依存する需要と、それに対する供給という考え方でございますので、結論的に申しますと、他水系への依存量が変わったとしても、この基本計画における需給計画そのものは変動しませんので、今後、地域の事情によって、今ある4.31 (m³/s) が変わっても、このような場が改めて必要かということではないということでございます。

【委員】 ありがとうございます。

【事務局】 基本的に、この説明資料の性格は、水資源開発基本計画を閣議決定する際の説明資料として添付する資料という性格でございまして、対外的に説明する際とかいろいろ際には、この説明資料をつけたほうがわかりやすいということもございまして、通常セットで公開したり、説明したりしている性格のものでございます。決定する対象としては、あくまでも基本計画本文ということでございます。

【委員】 あえて申しますならば、下のほうで、注書きで、さっき例に挙げました味噌川ダムに暫定措置という言葉がここに入っていますが、そういうものがもしほかにもあるのであれば、この際、注書きにやっぱり書いておかなきゃいけないのかなと。数字はとりあえずは当面は変えないまでも、現時点においては、そこら辺はいろいろな内訳があるわけですね。

内訳の中で、地元の約束では、そういうふうな格好のものも入っているんだとすれば、ここに書いておいていただいたほうがベターだということであれば、そういうふうな声を、この際申し上げておいたほうがいいのかどうかということの念押しです。説明資料である

うと、これが閣議決定の参考資料であるにしても、出ていくんだとすると変えられない。数字を変えるとは申しませんが、その中にはこういうものも入っているんだよということについて、たまたま下のほうの注書きに、暫定措置という字があったものですからね。そういうものがほかにもあるんだとすれば、この際しっかり書いておいて。現に暫定措置を、暫定なものだから、ぼつぼつ正規のものに変えてほしいという要望で、地元とちょっとペンディングになっているようなものも聞こえておるわけですからね。その辺のことを、ちょっと伺っておきたかったわけです。

【部会長】 ありがとうございます。

【事務局】 木曾川水系の依存量に、結果的に変化があるというものであれば、また話は別になるかと思いますが、そうでなく、先ほど申しました木曾川水系の需要と供給において変化がないということであれば、そういう場合には、特に需要のほうは注書きをしていないということでございます。

したがって、下のほうに注13までございますが、一般的な注は別として、供給に関するいろいろな前提条件を書いていると、そういう整理をさせていただきます。

【部会長】 よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

【委員】 今まで皆さんがおっしゃったことに私が今日言おうと思ったことが全てあるんですが、やっぱり流域住民の一番の関心は、今日も報道陣がたくさん来ていましたけれども、やはり徳山ダム、それとこの水系の中でいつもこれまで強調されてきた渇水時にどうするかということ。この2つのことに対して、やはり今の文言だけでなしに、もっと踏み込んだ言葉を入れていかないと、木曾川水系独自の、岐阜県と愛知県と名古屋、三重県、長野県とそれぞれの各種事情があって、いろんな需要の予測が出てきているわけですが、それをどう反映したのかという、前回もこの会議で質問したんですけども、その全体像をまとめたときに、その姿といいますか、各地域事情というのがあらわせるような言葉をどこかにつくっておかないと、非常に地元流域住民にわかりにくいまま通って行ってしまって、数字だけが残っていくんじゃないかと心配するんですが、そこら辺、何かいい方法といいますかね、あらわし方はないものなんでしょうかね。

【委員】 本当にいかなものなんでしょうかですけども、こういう法律に基づいたものになると、全くわかりにくくなってしまいます。今までこれを議論するための資料を幾つも出していただいて、それに対する議論の内容があっても、それを水資源開発基本計画に記載できないという問題があるわけなので、それを実はちゃんと説明するようなものにして出

すようなことは、今までやってなかったわけですね、全然。なるべくそういうことをわかりやすくしたほうがいいじゃないかというのは、これの前の調査企画部会でも議論はしておったんですが、やはりまだまだ不十分。不十分というか、ほとんど形になっていない。

おそらく今後の課題として、ほんとうに地元というか、説明責任を果たすようにするにはどうしたらいいかというのは、おそらく水促法に基づかないような形で水管理。おそらくくだんだん基づかない形というか。今まで、やはり引きずっていると思うんですね、高度成長の水不足を。だから、施設開発促進が一番重要だった。今、変わってきているところに対応していないのは、やはり皆さんお気づきだと思うんです。それに対する情報の取り扱いとかもやられていないんで、私自身も、実はこういうのにかかわっていて忸怩たるものがあるんですが、ぜひこれは、かなり緊急的にやっていくべき課題だと思っていますが、今の段階で、おっしゃるとおりだと思います。

【委員】 何と申しますか、一番の関心は、やっぱりそういうところにあると思うんですね。それが説明できないとだめだと思うんですね。今回のこの数字が出てきたのは、各県の需要予測をもとにしたということが基本的になっているものですから、どういう事情があるのかということ資料を出していただいて、ここではわかるんですが、この全体を読むと、なかなか流域の住民にはわかりにくいところがあるということが1つあります。ただども、説明しなければならないのは、徳山ダムを抱えているものですから、余計説明しなければならないというのが1つあるんですが。

もう1つは、27年度を討議しているわけですが、すぐそばですわね。今後の水の計画を立ててくる段階にも、やっぱりその点を、地元の住民がどれだけ理解するかということを土台に置いた計画を立てる方向で行くということ、今回、木曾川水系のことを土台に置いて、そういう方向に発展させていくという気概を、どこかに入れていきたいというのが基本的にあると思うんですね。

今回の計画の中では難しいかもしれませんが、全体としてはそういう流れとして受けとめておきたいというのが、私の考え方なんです。

【委員】 一方では、先ほどの湧水調整のようなマネジメント対策を入れたいということもあって、なかなか調整が難しいところですね。その辺がちょっと、ほんとうに過渡期の言いわけめいていますが、まさに曲がり角に来ているところの議論かとも思いますが。水資源担当者としては十分そういう意識はあるし、言葉としてはいろんな言葉が、実は10年、もっと前からあるかもわかりませんが、先ほどの水利権の見直しという議論とか、融

通の議論とかとあるんだけど、それが形にならない。一部はなっているんですね、実は。だけど、全体の形にはなっていないとか、いろいろ先送りの問題がありますけれども、先送りできない情勢になってきているという認識も、皆さんお持ちだと思います。

【委員】 市民の立場から言うと、基本的にはわからないものをどうやって説明をしてもらうかということに関して、行政の持っている可能性、法律のもとでやれる、言えるということの範囲を、常にセットで説明をつけていただくというのが非常に重要だということです。それから、木曾川水系、利根川・荒川水系のように、大規模な人口を抱えている地域での水需要というのは、ちょっとした人口減少ごとの需要の変更が大きく影響することもあるので、その辺のことも踏まえて、とにかく10年間に関してはこうであるという、そういう計画であることをどういうふうに説明するかが、課題かと思います。行政の全般のつらさだと思うんですが。

【部会長】 今、資料が。ちょっと説明してください。

【事務局】 先ほどの委員のご質問の農業用水の需給想定をどう行っているかということに関して、ここでは手順を示してございますが、先ほど申しましたように、私ども水資源部から農林水産省に、また農林水産省から関係の機関に作業を依頼し、その結果として報告いただいたものが、最終的には、今のような変更案の記述になっているということでございます。手順だけで申しわけありません。そういうことでございます。

【委員】 手順といっても、もうちょっと具体的な報告書とか、数値とかというのが出てきているんですか。

【事務局】 ちょっとこの場では。

【委員】 ああ、もちろん今は急には。

【事務局】 先ほど申しましたように、宿題として、ご指摘の点は持って帰りたいと思います。

【部会長】 ちょっと予定の時間を過ぎつつあるんですけども、ほかに何かご意見、ご要望などありましたら。

それでは、ご議論、ご審議のほうはよろしいでしょうか。本当にどうもありがとうございました。

今日の取りまとめをしたいと思いますが、ご説明いただきました木曾川水系における水資源開発基本計画につきましては、いろいろまだこの部会としてはご意見があることは十分承知しておりますが、それを踏まえて、今出していただいております文案に修正、

加筆をしながら、ご承知のとおり、これは関係省庁等との折衝があることですので、少し変わったものになるということです。今日いただいた部会のご意見を反映させるのは、事務局というか、水資源部のほうでやっていただくわけですが、その辺の修正につきましては、部会長である私にご一任いただいて、その結果を、国土審議会の水資源開発分科会のほうに報告したいと考えますが、そういう手順でよろしいでしょうか。

【委員】 最終案は見せていただけるんですか。

【部会長】 もちろんそれはぜひ、分科会に報告する前に、各委員にはご提示するというので。

それでは、そういうことで進めさせていただきます。本当に今日はどうもありがとうございました。最後に、事務局のほうから何かございますか。

【事務局】 どうもありがとうございました。今後の予定でございます。今、部会長からもございましたとおり、今後、部会でのご意見も踏まえまして、最終的な案文を作成いたしまして、水資源開発分科会を開催いたします。それから関係県知事の意見聴取、あと関係省協議などの手続きを経まして、計画策定してまいりたいと思っております。

なお、本日の資料なり議事録でございますが、準備ができ次第公表することとなります。議事録につきまして、前回と同様、公表の前に、皆様方に内容の確認をお願いする予定でございますので、その点につきましてもよろしくお願いたします。

それでは、最後になりますが、お礼のごあいさつを申し上げます。

【事務局】 本日はありがとうございました。各委員から、非常にたくさん意見をいただいております。前回いただいた意見も含めまして、私ども、今日お示した案はこんな案になっているわけではありますが、いろいろ関係省庁、関係県とも協議しながら、合意できる案を目指しつつやっておるわけですが、今日はこのような案文となりました。

これからも、関係省庁、関係県と詰めまして、できるだけ各委員からいただいた意見が生かされるように努力してまいりたいと思っておりますが、ただしその中に、やはり閣議決定文であるという制約もございますので、生かしきれない部分もあるかもしれませんが、その辺はまた部会長ともご相談いたしまして、対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。今日は誠にありがとうございました。

了